

消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（平成 30 年度本市決算額 930,109 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

（単位：千円）

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	小児医療費助成事業費	386,057	76,577
	生活保護法定扶助事業費	3,978,614	198,197
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	1,041,527	243,942
	介護保険事業特別会計繰出金	1,385,490	324,503
保健衛生	広域救急医療事業費	152,741	16,576
	予防接種事業費	300,944	70,314
合計		7,245,373	930,109